

様式第 1 号(第 6 条関係)

西予福長発第783号

平成31年 3 月14日

総務企画部総務課長

山住 哲司 様

福祉事務所

長寿介護課長 浅野 幸彦

会 議 要 録

名 称	平成 30 年度 第 2 回西予市地域包括支援センター運営協議会	
事 務 局	福祉事務所 長寿介護課 高齢者包括ケア係	
	電 話 0894-62-6406	
	F A X 0894-62-6543	
開 催 日 時	平成 31 年 3 月 11 日(月) 18 : 25 ~ 19 : 40	
開 催 場 所	西予市役所 5 階大会議室	
出席者	委 員	■宗 正弘 (会長) ■井関満永 (副会長) ■明石宣文 ■清家浩之 ■和気慎一郎 □樋口志保 ■山本英明 ■浜木君代 ■濱田正明 ■河野秀雄 ■河野千鶴子 (■出席 10 名、□欠席 1 名)
	事務局	□藤井福祉事務所長、■沖村健康づくり推進課長 (長寿介護課) ■浅野課長、■竹内課長補佐、■井上保健師長 ■信宮係長、■柴田係長、■宮本、■清家、■大西 (包括) ■稲垣センター長、■川崎センター次長□上甲次長 ■網干主任介護支援専門員、■大塚主任介護支援専門員、 ■西梅主任介護支援専門員 ■社会福祉協議会横山常務理事・地域福祉課加藤課長心得 (■出席 16 名、□欠席 2 名)
議事内容(要旨)	(1) 第 7 期介護保険計画にそった地域包括ケアの推進状況について【資料 1】 ・資料 1 を使用し、井上師長より説明あり。 ・地域ケア個別会議について、および地域ケア会議の中段の事業(認知症対策・医療介護連携・生活支援体制・一般介護予防)における現在の進捗状況と課題、平成 31 年度の取組に	

ついて説明。

《（１）質疑応答》

（井関副会長）

- ・ 包括では困難事例に多数対応されていると思うが、困難事例（独居や家族が遠方の方等）が生じた際はどのように対応するのか。医療機関、介護、医療機関等の連携が必要。以前、身寄りのない方などの対応にNPO法人を検討したこともあったが、費用が高かった経験がある。
- ・ 県の警察の方から、認知症の方は在宅や施設でも写真を撮っておいてほしいと言われていた。徘徊時の捜索に役立つとのこと。
- ・ 医療介護連携シートは役に立つものであるが、入院後状態が変わる場合もある。認知症で徘徊がある方、男性で力のある方などで状態が悪化した場合、対応が出来ない施設である場合には対応が困難である。くじら病院等との連絡体制が取ればよいと思う。
- ・ 看取りについては、実際に自宅で看取るとは大変で難しい。日頃からの医療機関、救急、介護サービス等関係機関との連携、ルールづくり、顔つなぎが必要である。

（井上師長）

- ・ 処遇困難事例は関係者で協議し対応している。事例を一人で抱え込まないこと、誰でも（新人でも）対応ができるように支援シートを作成した。それでも不足しているサービスについては、社会福祉協議会が事業を検討予定。
- ・ 入院後の状態変化については、入院先から連携シートに情報を追加しケアマネに返却していただくようになっている。
- ・ 徘徊SOS登録事業については、写真を添えて申請するようになっている。ケアマネを通じて申請を受ける場合もあるが、登録数は増えていない状況。

（和家委員）

- ・ 医療介護連携シートはグループホーム入所者の入院の際に活用できればと思う。普段は看護師が説明しているので、シートがあれば便利であると思う。今後シートの詳細を確認したい。
- ・ 徘徊については、西予市は防災無線があるので、以前より早めの周知が出来ているのではないかと。

(井上師長)

- ・情報共有方法として、SOS登録事業に登録され了承された方については、徘徊時にICTクラウドシステムにおいて状況を周知している。事業に登録していなくても、居宅のケアマネが対象者の写真を事前に撮影しておくように周知することも対策としてよいかもしれない。

(2) 西予市指定介護予防支援事業所の指定の更新について

【資料2①～⑥】

- ・資料2①～⑥を使用し、井上師長より説明あり。
- ・社会福祉協議会から指定介護予防支援事業所指定更新の申請書が提出されており、事務局として基準を満たしていることを確認している。
- ・指定の有効期間は、従前の有効期間満了日の翌日から6年間であり、今回の指定承認が得られれば、平成31年4月1日からの6年間である。(平成37年3月31日まで)

《質疑応答なし》

《承認事項》

- ・(2)について、出席委員全員の挙手により承認。

(3) 指定介護予防支援の指定居宅支援事業所への委託について

【資料2⑦】

- ・資料2⑦を使用し、井上師長より説明あり。

《質疑応答なし》

《承認事項》

- ・(3)未承認3事業所について、出席委員全員一致で承認。

(4) その他

《質疑応答・意見交換》

(清家委員)

- ・家族の在り方が変わってきており、困難事例は増加が予想される。対応される専門職3職種の職員基準は満たしているが基準ぎりぎりであり、体勢を充実したものにするために、十分に対応できるような人員体制をとっていただければ良いのではないかと。抱え込まず連携して、体調に気を付けて業務

にあたっていただきたい。

(稲垣センター長)

- ・職員は多数の困難事例を抱え、時間や手間がかかっている状況である。人員体制については、市の財政状況や専門職の応募状況等様々な事情はあるが、検討していきたい。

(浜木委員)

- ・寝たきりにならないために、小さな集落単位でも介護予防教室を実施してもらいたい。
- ・認知症の義母（介護1）を介護している。介護者同士の小さなつどいがあればストレスが発散できるのではと思うので、検討していただきたい。

(井上師長)

- ・そのような声をいただくことは大変ありがたい。意見を参考にし、地域に出向いていきたいと思う。

(河野秀委員)

- ・介護が必要となると、ケアマネ等専門職の連携が必要となる。民生委員も含めた連携、共有、寄り添いが大切だと思うので、事例があれば情報を教えていただきたい。

(河野千委員)

- ・サロン等のつどいがあれば、情報共有や相談も出来るのでよいのではないかと思う。

(社協加藤課長)

- ・ふれあいいいきサロンは全国的な取組として実施しており、最近でも介護予防等においてサロンの重要性が見直されている。7月豪雨災害で休止したサロンもあるが、生活支援体制整備としても推進していきたいと考えている。

(宗会長)

- ・サロンはまごころ銀行の資金において運営されている。地区によりサロンの数が少ないところがあるが、今後サロンは増やしていくのか見通しを教えていただきたい。

(加藤課長)

- ・地元住民で作り上げるものであり、必要性を見極めバックアップしていきたいと思う。
- ・生活支援体制整備の観点から言うと、1～2ヶ月に1回ではなく、開催頻度を上げたつどいの場としてつくりあげたいと考えている。

(井関副会長)

- 地域包括ケアシステムの中で、包括の仕事は大変である。
- サロン等は増えていけばよいと思うが、事務的な作業が多いため苦勞されている。行政が主導ではなく手助けしてもらえたらよいのではと思う。
- 介護者がストレス発散できるような支援が必要。